

伊丹市立昆陽里小学校PTA規約

第 1 章 名称及び事務所

第1条 この会は、伊丹市立昆陽里小学校PTA(以下、「この会」という)と名付け、事務所を同校内(兵庫県伊丹市山田2丁目1番2号)に置きます。

第 2 章 目的及び活動

第2条 この会は、会員の協力により、家庭、学校並びに社会における児童の健全な成長をはかることを目的とします。

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次の活動をします。

1. 会員相互の教養を高めることにより、よりよい保護者、教職員となるよう努めます。
2. 学校及び地域における児童の環境をよりよくするよう努めます。
3. その他、教育の諸条件の整備充実に努めます。

第 3 章 方 針

第4条 この会は、第2章の目的を達成するため、次の方針に従います。

1. 教育を本旨とする民主的団体として、自立独立のものであり、他のいかなる団体の支配・統制・干渉をも受けません。
2. 児童の教育並びに福祉のために活動する他団体及び機関と協力します。
3. 特定の政党及び宗教活動は行いません。
4. 学校の人事、その他管理には干渉しません。

第 4 章 会 員

第5条 この会に入会できるのは、昆陽里小学校に在籍する児童の保護者及び教職員とします。

1. 入会・退会は任意とします。ただし、当会指定の用紙による届出のみ、受理します。会への届出は本人より行うものとします。
2. 昆陽里小学校を離籍した場合は、自動退会とします。

第6条 会員は、第2章目的及び活動、並びに第3章方針に参画する平等の権利と義務を有します。

1. 会員は、所定の会費を納めるものとします。
2. やむを得ず会員活動ができない場合は、会長と校長で対応を協議し決定します。
3. この会を退会したものは、すべての会員資格を喪失します。
4. 保護者については、児童が属する世帯を、教職員については個人を単位として、一世帯又は一個人を一会員として換算し、その合計を会員数とします。同一世帯内に複数の児童が属する場合、その世帯は、一会員として取り扱います。

第7条 この会の活動を推進するために必要とされる個人情報取得や利用、管理については、別に定める「伊丹市立昆陽里小学校PTA個人情報取扱

規約」に沿って、適正に運用します。

第 5 章 役 員

第8条 この会は、次の役員をおきます。

1. 会 長 1名 保護者より
2. 副会長 2名～若干名 保護者より
3. 書 記 3名 保護者より2名、教職員より1名
4. 会 計 3名 保護者より2名、教職員より1名

(1)保護者より選出された役員の任期は、就任した日より次年度定期総会までとし、再任は妨げません。

(2)役員は、任期が満了しても総会にて次年度役員改選が議決するまでは在任します。ただし、会長に欠員が生じた場合に限り副会長が昇任します。

(3)役員の兼任は、認めません。ただし、教職員はその限りではありません。

第9条 役員の仕事は次の通りとします。

1. 会長は、この会を代表して会務を総括し、総会・委員総会・運営委員会を招集します。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在又は会長に支障のある時は、その職務を代行します。
3. 書記は、この会の庶務を行い、総会や各種会議の議事を記録し、整理保存します。
4. 会計は、この会の会計事務を行い、すべての金銭収支を記録し、その帳票類を整理保管します。

第10条 役員の選出方法は、別に定める「伊丹市立昆陽里小学校PTA選挙細則」(以下、「選挙細則」という)に沿って選出し、定期総会の承認により決定します。

第11条 旧役員及び校長より顧問(相談役)を置くことができます。顧問は総会の承認を得て会長が委嘱し、この会の運営について意見を述べることができます。

第12条 この会には、別に定める選挙細則に沿って会員より選出された2名の会計監査を置きます。ただし、当期役員の兼任は、認めません。

第 6 章 会 計

第13条 この会の会費は、別に定める会計細則に沿って徴収し、全額第2章目的及び活動のために使用します。

第 7 章 会 計 監 査

第14条 この会の会計監査は、別に定める会計細則に沿って運営されます。

第 8 章 委 員

第15条 委員は、別に定める選挙細則に沿って、選出します。

第16条 委員は、この会の活動を推進するために部会を組織します。

第 9 章 会 議

第17条 この会は、次の会議をもちます。

1. 総会
2. 委員総会
3. 運営委員会
4. 役員会

第18条 総会は、全会員によって構成される、この会の最高議決機関です。

第19条 総会は、定期総会及び臨時総会とします。

1. 定期総会は、毎年年度始めに1回開催します。
但し、特別な事由により、開催困難な場合は延期できるものとします。
2. 開催方法に関しては、社会状況に応じて変更も可能とします。
3. 総会は、次の事項を議決するものとします。
 - (1) 前年度の活動報告並びに会計決算報告
 - (2) 選出された役員候補者の承認
 - (3) 新年度の活動計画並びに会計予算
 - (4) その他、この会の目的を達成するために必要な事項
4. 臨時総会は、会長が必要と認めた時、又は会員の3分の1以上の要求があった時に開催します。ただし、緊急を要する場合は、委員総会を、これにかえます。
5. 総会の定足数は、会員の3分の1(書面またはオンラインを活用した方法による委任状を含む)とし、出席者の過半数により議決します。
賛否同数の時は、議長の決定によるものとします。
また、会長が必要と認めた場合、あらかじめ周知の事項について書面(オンラインを活用した方法を含む)をもって表決でき、出席とみなす。
また、会長が認めた場合、即時的双方向性を担保したオンラインを活用した方法を用いて総会に出席できる。
6. 総会3日前までに、議案を全会員に通知します。
7. 当期役員は、議事採決に参加できません。
8. 議長は、保護者会員より1名選出します。
9. 総会の議事は、次の事項を記載した議事録を作成します。
 - (1) 総会の日時及び場所
 - (2) 出席会員数(書面またはオンラインを活用した方法による委任状を含む)
 - (3) 議事の経過・概要及びその結果
10. 次の者は、議事録に署名するものとします。
 - (1) 議長
 - (2) 議事録署名人(総会に出席した会員の中から、議長が指名した1名)

第20条 委員総会は、総会に次ぐ議決機関で役員、全委員及び校長で構成します。

1. 委員総会は、随時会長が招集します。また会長は、構成員の4分の1以上の要求があった場合にも、これを招集します。
2. 委員総会の定足数は、構成員の2分の1(書面またはオンラインを活用した方法による委任状を含む)とし、出席者の過半数により議決します。なお、会長が認めた場合、即時的双方向性を担保したオンラインを活用した方法を用いて委員総会に出席できる。
3. 委員総会は、次の事項を行います。
 - (1) 総会の議案書の審議及び作成
 - (2) 各部・各委員の設置及び改廃に関することの審議決定

第21条 運営委員会は、役員、各部正副部長、及び校長によって構成します。

1. 運営委員会は、会長が必要と認めた時に開催します。
2. 運営委員会の定足数・議決については、委員総会に準じます。

3. 運営委員会は、次の事項を行います。
 - (1)各部活動に関する企画・立案・報告
 - (2)総会及び委員総会のための議案書の審議及び作成
 - (3)その他の重要事項の審議決定

第22条 各部の目的、構成及び活動などは、別に定める「伊丹市立昆陽里小学校PTA委員細則」に従います。

第 10 章 運 営

第23条 会長は、次にあげるものを事務所に備えます。

1. 規約及び細則
2. 総会や各種会議の議事録・活動報告書
3. 会員名簿
4. 役員及び委員名簿

第24条 会長は、会員から第23条(1から4)に規定する書類の開示又は提供の請求があった場合は、開示又は提供するものとします。ただし、開示又は提供を断る正当な理由がある場合は、この限りではありません。また、第三者より開示請求があった場合は別に定める「伊丹市立昆陽里小学校個人情報取扱規約」に基づいて行います。

第 11 章 規約改正

第25条 本規約を改正する場合は、委員総会で承認を得た改正案を総会にはかり、出席者の過半数の賛成を得るものとします。

- 付 則
1. この規約についての疑義は、運営委員会の解釈によります。
 2. この規約は、昭和48年7月5日より施行します。
 3. この規約は、昭和58年5月7日より一部改正します。
 4. この規約は、平成12年5月6日より一部改正します。
 5. この規約は、平成17年4月29日より一部改正します。
 6. この規約は、平成18年5月12日より一部改正します。
 7. この規約は、平成20年5月7日より一部改正します。
 8. この規約は、平成22年5月7日より一部改正します。
 9. この規約は、平成27年5月1日より一部改正します。(第7条、第10条)
 10. この規約は、平成30年5月2日より一部改正します。(第5条、第6条、第15条)
 11. この規約は、令和元年5月9日より改正します。
 12. この規約は、令和3年6月30日より一部改正します。
 13. この規約は、令和4年5月17日より一部改正します。

伊丹市立昆陽里小学校PTA委員細則

- 第1条 この会は、学級委員と選考委員並びに地区委員を置きます。学級委員には、愛護部・保健体育部・教養広報部を置きます。
- 第2条 学級委員は学級委員会を、選考委員は選考委員会を、地区委員は地区委員会をそれぞれ構成します。すべての委員は、愛護部・保健体育部・教養広報部・選考委員会・地区委員会のいずれかに属します。ただし、役員、学級委員、選考委員、地区委員の兼任はできません。
- 第3条 各部・各委員は、次の活動を行います。
1. 愛護部
 - (1) 愛護補導連絡会の開催及び参加
 - (2) 全市一斉愛護パトロールの実施
 - (3) 運営委員会への議題の検討
 2. 保健体育部
 - (1) 児童の保健衛生の向上に努めます
 - (2) スポーツを通して健康増進を図ります
 - (3) 運営委員会への議題の検討
 3. 教養広報部
 - (1) 人権教育学習会の開催及び参加
 - (2) 子どもの教育問題に関する学習
 - (3) 年数回広報紙「こやっこ」を発行
 - (4) 広報紙の発行を通して、意見の交換を行います
 - (5) 運営委員会への議題の検討
 4. 選考委員会
 - (1) 次年度役員候補者の選考
 - (2) 立候補・推薦用紙の作成・配布
 - (3) 運営委員会への議題の検討
 5. 地区委員会
 - (1) 廃品回収の実施
 - (2) 校外における児童環境の見回り
 - (3) 運営委員会への議題の検討

- 付 則
1. この細則は、平成19年5月11日より施行します。
 2. この細則は、平成21年5月8日より改正します。
 3. この細則は、平成22年5月7日より改正します。
 4. この細則は、令和元年5月9日より一部改正します。
 5. この細則は、令和3年6月30日より一部改正します。
 6. この細則は、令和3年12月17日より一部改正します。

伊丹市立昆陽里小学校PTA選挙細則

第 1 章 総 則

- 第1条 昆陽里小学校PTA役員並びに委員の選出については、「伊丹市立昆陽里小学校PTA規約」第10条・第16条・第17条により、すべてこの細則で定めます。
- 第2条 役員を選出にあたり、その事務を公正円滑に処理するため、選考委員会を構成します。その任期は、次年度定期総会までとします。選考委員は、役員候補者になることはできません。ただし、支障をきたす場合は、その限りではありません。

第 2 章 選考委員会

- 第3条 選考委員会は保護者より3名以上若干名、教職員より若干名で構成します。相談役として、選考補佐(前年度役員)2名+若干名を置きます。選考委員は、年度末又は年度始めの委員選出において選出します。
- 第4条 選考委員会は、委員の互選により選考委員長を選出します。選考委員長は、選考委員会を招集・主宰します。

第 3 章 役員を選出

- 第5条 次年度役員を選出は、以下の通り行います。
1. 会員より立候補を募るため、選考公示を行います。
 2. 会員へ向けて次年度役員立候補又は推薦を募り、必要であれば活動内容の説明会を開催します。
 3. 対象者より、各役職の候補者を選出し、本人の承諾を得て内定します。
 4. 3月下旬までに役員候補者を内定します。
 5. 1月下旬までに候補者が定数に達しない場合は、選考委員会の管理のもと抽選を行うことができます。抽選は、選考委員と選考補佐立会いのもと行います。
 6. 抽選は、欠員となっている人数に合わせて数名ずつ選出し、その中から役員候補者を内定します。
 7. 役員経験者・免除対象者は、選出対象になりません。
 8. 選考委員会は、前各項により選出した役員候補者を運営委員会、委員総会の承諾を得て総会に報告し、承認を得ます。

第 4 章 会計監査の選出

- 第6条 選考委員会は、会計監査候補者を会員より2名選出し、本人の承諾を得て内定します。
- 第7条 選考委員会は、前条により選出した会計監査候補者を運営委員会、委員総会の承諾を得て総会に報告し、承認を得ます。

第 5 章 委員の選出

- 第8条 年度末又は年度始めの委員選出において、保護者会員より若干名選出します。さらに、各部や各委員の増減は、会長が必要と認めた場合、運営委員会および役員会で承認を得られれば、変えられることとします。
- 第9条 地区委員は、各ポイントごとに1名を年度末頃に選出します。
- 第10条 何らかの事情により委員活動ができないと判断された場合は、会長と校長で協議をし、活動を免除することができます。

第 6 章 雑 則

- 第11条 役員及び委員に欠員が生じた場合は、運営委員会で協議のうえ、必要であれば、それぞれの選出母体から選出補充します。任期は、前任者の残余期間とします。
- 第12条 この細則に明記していない事項については、運営委員会で協議のうえ委員総会で定めます。
- 第13条 この細則の改廃は、委員総会で決定し総会で報告します。
- 付 則
1. この細則は、昭和48年7月5日より施行します。
 2. この細則は、平成6年5月7日より改正します。
 3. この細則は、平成21年5月8日より改正します。
 4. この細則は、平成26年5月2日より一部改正します。(第12条)
 5. この細則は、平成27年5月1日より一部改正します。(第3条、第11条、第13条)
 6. この細則は、平成30年5月2日より改正します。
 7. この細則は、2019年5月9日より改正します。
 8. この細則は、令和3年6月30日より一部改正します。
 9. この細則は、令和3年12月17日より一部改正します。
 10. この細則は、令和4年5月17日より一部改正します。

伊丹市立昆陽里小学校PTA個人情報取扱規約

第 1 章 目的及び責務

- 第1条 この規約は、昆陽里小学校PTA（以下「この会」と称す）の保有する個人情報について、その適正管理に必要な事項を定めることにより、この会の適正かつ円滑な運営をはかり、個人の権利と利益を保護することを目的とします。
- 第2条 この会は、個人情報の重要性を認識し、個人情報保護法及び本規約に基づき、PTA活動で取り扱う個人情報の取得・利用・管理を適正に行い保護に努めます。

第 2 章 管理者及び取扱者

- 第3条 この会における個人情報の管理者は会長とします。
- 第4条 個人情報の取扱者は役員及び学級委員（愛護部・保健体育部・教養広報部）、選考委員、地区委員とします。

第 3 章 秘密保持義務

- 第5条 個人情報の管理者・取扱者は、PTA活動で知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、不当な目的に使用しません。また役職を退いた後も同様とします。

第 4 章 取得及び利用

- 第6条 個人情報を取得する際は、あらかじめ利用目的を定め本人に明示します。また、円滑なPTA活動を行うために以下の情報を取得します。
1. 会員の氏名・連絡先など
 2. 会員の子どもの氏名・クラス
 3. 会員の役員・委員履歴（この会、又はこの会外）
 4. 必要に応じ、会員や会員の子どもの写真
- 第7条 取得した個人情報は、以下の目的のために利用します。
1. PTA活動に必要な連絡網及び名簿の作成
 2. 各種行事の案内
 3. 役員選出・委員選出
 4. PTA活動の諸連絡

第 5 章 利用目的による制限

- 第8条 この会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条により特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱わないものとします。

第 6 章 管理及び保管

- 第9条 個人情報が記載されたいかなるものも、管理者又は取扱者が鍵付きのロッカー

などに保管し適正に管理します。また、不要となった個人情報、適正かつ速やかに廃棄します。

第10条 個人情報を取り扱う電子機器・電子媒体は、適切な状態を維持し管理します。また、持ち出す場合は電子メールでの送信を含め、パスワードをかけるなど適切に行います。

第 7 章 第三者提供の制限

第11条 個人情報は、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者への提供を行わないものとします。ただし、以下の場合を除きます。

1. 法令に基づく場合
2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合
3. 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
4. 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定めることを遂行することに対して協力する必要がある場合

第 8 章 第三者提供に係る記録の作成

第12条 個人情報を第三者(第11条第1～4項を除く)に提供した時は、次の項目について記録を作成し保存します。

1. 第三者の氏名
2. 提供する対象者の氏名
3. 提供する情報の項目
4. 対象者の同意を得ている旨

第 9 章 第三者提供を受ける際の確認

第13条 第三者(第11条第1～4項を除く)から個人情報の提供を受ける時は、次の項目について記録を作成し保存します。

1. 第三者の氏名
2. 第三者が個人情報を取得した経緯
3. 提供を受ける対象者の氏名
4. 提供を受ける情報の項目
5. 対象者の同意を得ている旨(事業者ではない個人から提供を受ける場合は記録不要)

第 10 章 情報開示

第14条 この会は、本人から個人情報の開示・利用停止・追加・削除を求められた場合、法令に沿ってこれに応じます。

第 11 章 漏えい時の対応

第15条 個人情報を漏えい(紛失を含む)した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者へ報告します。

第 12 章 研修及び苦情の処理

第16条 この会は、個人情報の取扱者に対して、定期的に個人情報の取り扱いに関する留意事項について教育を実施します。

第17条 この会は、個人情報の取り扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努めます。

第 13 章 規約改正

第18条 本規約の改正案は委員総会の承認を得たうえで総会にはかり、出席者の過半数の賛成がなければ改正することができません。

- 付 則
1. この規約は、平成30年5月2日より施行します。
 2. この規約は、令和元年5月9日より改正します。
 3. この規約は、令和3年6月30日より一部改正します。
 4. この規約は、令和4年5月17日より一部改正します。

伊丹市立昆陽里小学校PTA会計細則

第 1 章 会計

- 第1条 この会の経費は、会費及び廃品回収などの収益金をこれに充てます。
1. 会費は、1家庭・1教職員につき、年間3000円とします。
 2. 会費は、昆陽里小学校とこの会の徴収事務の委任状に基づき、9月に所定の金融機関から引き落とされます。ただし、事情により会長と校長の承認を得て減免することができます。
 3. 年度途中の入会についても1家庭3000円とし、転出や退会の際は、返金しないものとします。

- 第2条 この会は、一般会計と特別会計を設置します。
1. 一般会計は、この会の活動にかかる費用を支出します。
 2. 特別会計は、この会の目的を達成するために必要な費用を支出します。
 3. 当期決算において剰余金が生じた場合は、次年度会計へ繰り越します。
 4. この会の経費は、総会において議決された予算に基づいて執行されます。

- 第3条 この会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わります。

第 2 章 会計監査

- 第4条
1. 会計監査は、会計書類(金銭出納帳、預金通帳、領収書など)によりその年度の会計の監査を行い、必要であれば総会の10日前までに会長へ監査結果の意見書を提出し、監査結果を総会で報告します。
 2. 会計監査は、会計に会計書類の提出を求めることができます。
また、中間監査・決算監査以外においても会計処理において疑義がある場合は、臨時監査ができます。
 3. 会計監査の任期は、定期総会から次年度定期総会までの1年とします。

- 付 則 1. この細則は、令和3年6月30日より施行します。

伊丹市立昆陽里小学校PTA慶弔規定

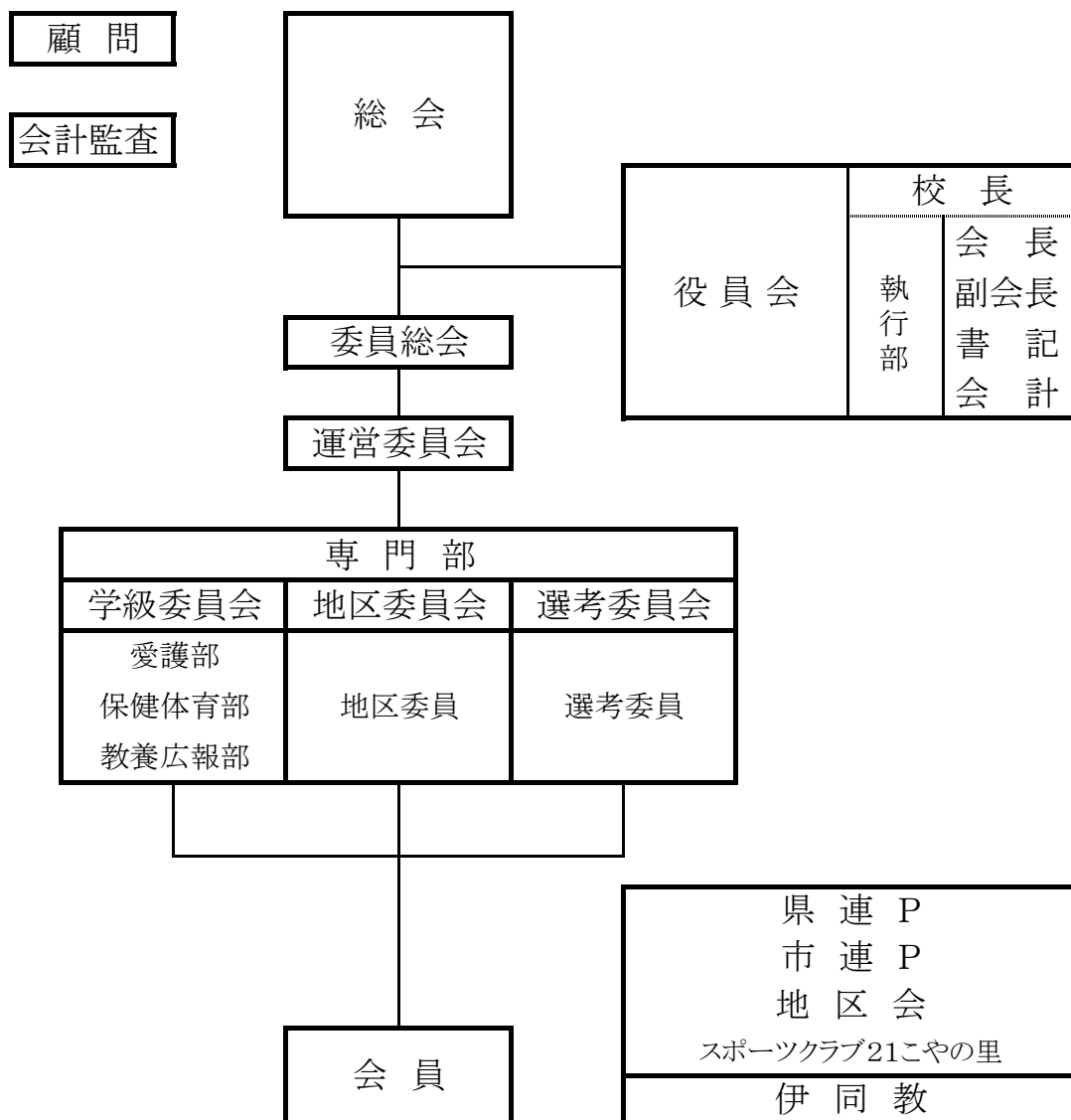
* 慶弔金に関する贈与は、会員のみ適応とし、この規定の通り定めます。

1. 会員並びに児童が死去した場合は、5,000円と供花をおくります。
2. 児童が2週間以上入院した場合は、3,000円又はこれに相当する品をおくります。
3. 教職員の転退職の場合、会員・非会員問わず花束を贈ります。
4. ここに規定していない特殊な事態が生じた時は、校長と役員で協議して決めます。
5. この規定の改正は、運営委員会の議決により定めます。
6. いかなる場合も返礼は受けないものとします。

- 付 則
1. この規定は、昭和48年10月9日より施行します。
 2. この規定は、平成3年5月18日より一部改正します。
 3. この規定は、平成30年5月2日より一部改正します。
 4. この規定は、令和元年5月9日より一部改正します。
 5. この規定は、令和3年6月30日より一部改正します。

令和4年度

P T A 組 織 図



昆陽里小学校
〒664-0874
伊丹市山田2丁目1番2号
072-779-4164